

○厚生労働省令第 号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）及び健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十五年政令第 号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年 月 日

厚生労働大臣 田村 憲久

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給」を 「第一節 通則（第五十二条の二）  
第一節の二 療養の給付及び入院時

に改める。

食事療養費等の支給」

第二条の二中「関する事項」の下に「、協会が行う法第百九十八条第一項の規定による命令、質問及び検査に関する事項並びに健康保険委員（協会が管掌する健康保険事業の運営に協力して、協会が管掌する健康保険事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに協会が管掌する健康保険事業に関する事項につき被保険者からの相談に応じ、及び被保険者に対する助言その他の活動を行う者をいう。）に關する事項」を加える。

第三章中第一節を第一節の二に改め、同節の前に次の二節を加える。

#### 第一節 通則

（法第五十三条の二の厚生労働省令で定める業務）

第五十二条の二 法第五十三条の二の厚生労働省令で定める業務は、当該法人における従業員（同条に規定する法人の役員以外の者をいう。）が従事する業務と同一であると認められるものとする。

第一百五十九条第一項ただし書中「第一号」の下に「、第二号」を加える。

附則第一条の三の次に次の二条を加える。

第一条の四 平成二十五年度及び平成二十六年度においては、第一百三十五条の七中「準備金の積立ての予

定額及び回取」であるのは「回取」又、回収第1項の「準備金の積立に付定額を勘定した額に回取」であるのは「回取」又、「額を加えた額」であるのは「額」である。

該第11項中（裏回）ヰ「同項の規定による当該職員」の次に「（第二百四条の五第二項において読み替えて適用される第百九十八条第一項に規定する機構の職員及び第二百四条の八第二項において読み替えて適用される第百九十八条第一項に規定する協会の職員を含む。次条において同じ。）」を用ひ、「若しくは同項」や「若しくは第百九十八条第一項」と「又は日本年金機構」や「、日本年金機構又は全国健康保険協会」を含む。

#### （船員保険法施行規則の一部改正）

該第11項（船員保険法施行規則（昭和十一年厚生省令第4号）の一部を次のとおり改む。

該第11項（裏回）ヰ「の職員」の次に「及び第百五十三条の六の三第二項において読み替えて適用される第百四十六条第一項に規定する協会の職員」を用ひ、「若しくは同項」や「若しくは第百四十六条第一項」を用ひ、回収（裏回）ヰ「又は日本年金機構理事長」や「、日本年金機構又は全国健康保険協会」を含む。

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正）

第三条 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）

の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「旧組合別財政力指数（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第七十五号）第一条の規定による改正前の算定政令第五条第七項に規定する組合別財政力指数をいう。以下この号及び附則第四条の五において」を「組合別財政力指数（算定政令附則第十四条の二又は第十四条の三の規定により読み替えて適用される算定政令第五条第四項第二号ロ(1)に規定する組合別財政力指数をいう。以下」に改め、同項の表中「旧組合別財政力指数」を「組合別財政力指数」に改める。

附則第四条の五（見出しを含む。）中「第十三条、第十四条の二及び第二十三条の規定により読み替えられた」を「第十四条の二又は第十四条の三の規定により読み替えて適用される」に改め、同条中「旧組合別財政力指数」を「組合別財政力指数」に改め、同条の表中「旧組合別財政力指数」を「組合別財政力指数」に改め、同条を附則第四条の七とし、附則第四条の四の次に次の二条を加える。

(組合別財政力指數の基準となる年度)

第四条の五 算定政令附則第十四条の二又は第十四条の三の規定により読み替えて適用される算定政令第五条第四項第一号ロ(イ)に規定する基準となる年度は、平成二十一年度とする。

(組合別財政力指數)

第四条の六 組合別財政力指數は、次の式によつて算定した数値とする。

組合が行う国民健康保険の被保険者一人当たりの療養の給付に要した費用の額、療養費の支給市町村が行う国民健康保険についての療養につき算定した費用の額並びに  
当該組合の被保険者 の被保険者一人当たりの所 前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付  
一人当たりの所得の 得の額を基準として厚生労 に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、組合が行う国民健康保険の被保険者一  
働大臣が定める額 人当たりの前期高齢者交付金を控除した額）に  
七分の十を乗じて得た額の合算額

×

組合が行う国民健康保険の被保険者一人当たり  
の所得の額

当該組合の被保険者一人当たりの療養の給付に  
要した費用の額、療養費の支給についての療養  
につき算定した費用の額並びに前期高齢者納付  
金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の  
額（前期高齢者交付金がある場合には、当該組  
合の被保険者一人当たりの前期高齢者交付金を  
控除した額）に七分の十を乗じて得た額の合算  
額

2 前項の式において「当該組合の被保険者一人当たりの所得の額」又は、当該組合の前条に規定する基  
準となる年度（以下「基準年度」といへ。）の五月一日における被保険者に係る基準年  
度の前年の地方税法第三百十四條の二第一項に規定する総所得金額及び造林所得金額の合計額から回復  
名号及び同条第一項の規定による控除をした後の総所得金額及び造林所得金額の合計額を当該組合の基

準年度の五月一日における被保険者の数で除して得た額をいい、「組合が行う国民健康保険の被保険者一人当たりの所得の額」とは、基準年度の五月一日における組合の被保険者に係る基準年度の前年の地方税法第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額を組合の基準年度の五月一日における被保険者の数で除して得た額をいい、「組合が行う国民健康保険の被保険者一人当たりの療養の給付に要した費用の額、療養費の支給についての療養につき算定した費用の額並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、組合が行う国民健康保険の被保険者一人当たりの前期高齢者交付金を控除した額）に七分の十を乗じて得た額の合算額」とは、組合の被保険者に係る基準年度の療養の給付に要した費用の額（規約に基づき年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部について一部負担金の割合を軽減している組合にあつては、別に定めるところにより算定した額とする。以下この項において同じ。）、療養費の支給についての療養につき算定した費用の額並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）に七分の十を乗じて得た額の合計額（以下この項において

「総療養諸費」という。）を組合の基準年度の各月末における被保険者数の合計数を十二で除して得た数（以下「平均被保険者数」という。）で除して得た額をいい、「当該組合の被保険者一人当たりの療養の給付に要した費用の額、療養費の支給についての療養につき算定した費用の額並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、当該組合の被保険者一人当たりの前期高齢者交付金を控除した額）に七分の十を乗じて得た額」とは、当該組合の被保険者に係る基準年度の総療養諸費の額を当該組合の平均被保険者数で除して得た額をいう。

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正）

第四条 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の四を附則第五条の六とし、附則第五条の三の次に次の二条を加える。

（平成二十七年度及び平成二十八年度の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例）

第五条の四 平成二十七年度及び平成二十八年度の各年度において、被用者保険等保険者について、第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条第一項

附則第十三条の五の三

第一百二十二条第一項

附則第十四条の六第一項

(平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算)

第五条の五 平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

法附則第十三条の五の二第一号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額

一円未満の端数を切り捨てる

法附則第十三条の五の二第三号に規定する調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額

法附則第十三条の五の二第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額

基準額	総報酬割前期高齢者納付金額	法附則第十三条の五の四第一項第二号に掲げる額	法附則第十三条の五の四第二項に規定する後期高齢者支援金に係る概算	法附則第十三条の五の三第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額	法附則第十三条の五の三第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額
-----	---------------	------------------------	----------------------------------	--	---

額	法附則第十三条の五の四第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額
額	法附則第十三条の五の五第一項第二号に掲げる額
基準額	法附則第十三条の五の五第一項第四号に掲げる額
基準額	法附則第十三条の五の五第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定報酬割前期高齢者納付金額
基準額	法附則第十三条の五の五第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象額
基準額	法附則第十三条の五の五第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額

法附則第十四条の五第一項第一号に掲げる額

法附則第十四条の五第一項第三号に掲げる額

法附則第十四条の五第二項に規定する概算総報酬割後期高齢者支援金額  
法附則第十四条の五第三項に規定する特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額

入者割後期高齢者支援金額

法附則第十四条の五第四項に規定する各被用者保険等保険者の概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額

法附則第十四条の六第一項第一号に掲げる額

法附則第十四条の六第一項第三号に掲げる額

法附則第十四条の六第二項に規定する確定総報酬割後期高齢者支援金額

法附則第十四条の六第三項に規定する特例退職被保険者等に係る確定加

入者割後期高齢者支援金額

法附則第十四条の六第四項に規定する各被用者保険等保険者の確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額

算定政令附則第四条の二第一項第一号に掲げる額

算定政令附則第四条の二第一項第三号に掲げる額

者支援金額

算定政令附則第四条の二第二項に規定する調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額

算定政令附則第四条の二第三項に規定する特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額

法附則第十三条の五の四第四項に規定する納付金概算拠出率

法附則第十三条の五の五第四項に規定する納付金確定拠出率

四捨五入する

小数点以下第八位未満を

法附則第十四条の五第四項に規定する支援金概算拠出率

法附則第十四条の六第四項に規定する支援金確定拠出率

附則第二十二条の二の見出しを削り、同条の前に見出しつして「（特例退職被保険者等の加入率の算定方法）」を付し、同条第一項中「この条において」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二十二条の三 法附則第十三条の五の四第三項及び法附則第十四条の五第三項の特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者見込数を当該特定健康保険組合の加入者見込数で除して得た率とする。

2 前項の規定は、法附則第十三条の五の五第三項及び法附則第十四条の六第三項の特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率の算定について準用する。この場合において、前項中「加入者の見込数」とび「加入者見込数」とあるのは、「加入者の数」と読み替えるものとする。

附則第二十四条に次の四号を加える。

- 五 法附則第十三条の五の四第四項に規定する納付金概算拠出率
- 六 法附則第十三条の五の五第四項に規定する納付金概算拠出率
- 七 法附則第十四条の五第四項に規定する支援金確定拠出率
- 八 法附則第十四条の六第四項に規定する支援金確定拠出率
- (全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令の一部改正)
- 第五条 全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成二十年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次のように改正する。
- 附則に次の二条を加える。
- (準備金の算定の特例)
- 第六条 平成二十五年度及び平成二十六年度においては、第十四条第一号口中「準備金、積立金」とあるのは「積立金」と、第十五条第五号中「法第一百六十条の二及び船保法第百二十四条」とあるのは「船保法第百二十四条」と、第二十六条第一項中「法第一百六十条の二又は船保法第百二十四条」とあるのは「船保法第百二十四条」とする。

（健康保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第六条 健康保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の二の次に次の一条を加える。

（収入等見込額相当率の算定の特例）

第六条の三 平成二十五年度及び平成二十六年度においては、前条中「一の事業年度において取り崩す」とが見込まれる準備金の額その他健康保険事業」とあるのは、「健康保険事業」とする。

附則第八条第二項中「平成三十一年度」を「平成三十三年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中目次の改正規定及び第三章中第一節を第一

節の二に改め、同節の前に一節を加える改正規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

（健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則様式第二十五号による健康保険検査証は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則様式第十三号による船員保険検査証は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 厚生労働大臣は、この省令の施行後遅滞なく、平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十七条第一項第十三号の二に掲げる額を公示するものとする。

2 厚生労働大臣は、この省令の施行後遅滞なく、平成二十五年度における第四条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第二十四条各号に掲げる率を公示するものとする。